

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.5



第五回 「事業活動」とは…



LISA

皆さん、こんにちは。今回は産業廃棄物の種類、それにかかわって「指定業種」、正確に言い表すなら「指定排出形態」ってことについて勉強しましたね。今日は前回質問した「事業活動」ってことの勉強ね。じゃ、先生、お願いします。

BUN

はいはい、実は、この「事業活動」というものは、なかなか難しいんです。



LISA

と言うと？

廃棄物処理法では「廃棄物」や「産業廃棄物」などは法令で定義しているのですが、この「事業活動」や「排出者」といった文言などは定義していない。だから、人によって判断が分かれてしまう「レベル」が出てきてしまうんです。そうは言っても、廃棄物処理法がスタートして既に45年、幾多の事例や、裁判、通知等もありますので、「ほぼ間違いない」という程度の話をしてしまおう。よって、今回の話は入門レベルを超えちゃうけど、そのつもりでお付き合い下さいね。

まず、廃棄物処理法がスタートした直後に当時の厚生省が監修した「廃棄物処理法の解説」の中に「事業活動というのは・・・単に営利を目的とするもののみならず、公共事業、公共サービス等をも包括するものである。」という一文があります。よって、製造工場や販売店などはもちろんながら、市町村の公民館や県庁などの業務も「事業活動」となります。

BUN



LISA

ふ～ん。まあ、その程度なら私の感覚なら「当然」って感じがするわ。

ところが、身近な例でもなかなか、判断に苦しむケースも出てくるよ。たとえば、工場で働く従業員の人が、昼休みに飲んで排出される缶ジュースの空き缶は、「事業活動」を伴っていますか？

BUN



LISA

ん？ジュースを飲むって行為は一個人の消費活動だから事業活動を伴っていないって判断も出来るし、そもそも、その従業員は仕事のために工場に来ている訳だから、空き缶が工場の食堂からまとめて出てきたら事業活動を伴っているって判断もあるわね。

もうひとつ。じゃ、旅館のごみ箱に客が捨てていった「ごみ」は事業活動を伴っている？介護施設で入所している老人が使用して、介護施設から出てくる紙おむつは事業活動を伴ってる？

BUN



LISA

ん～、難しい。実際の運用はどうなんですか？

正直に言えば、自治体により判断が異なる事例も少なくありません。ただ、前述のような事例では、「事業活動を伴っている」と判断する自治体が多いようです。大阪府はHPで、相当踏み込んだ見解を公開していますが、その多くは旧厚生省時代からの国からの疑義解釈通知や裁判結果などを踏まえた内容となっていますから、是非、一度は読んで下さい。実は、この「事業活動」と「排出者」という要因は、とても関連性があるのです。

BUN



LISA

どういことですか？

たとえば、前出の介護施設の老人の紙おむつを例に取れば、「事業活動を伴っている」と捉えれば、排出者は、その事業を行っている施設側です。一方、「事業活動を伴っていない」と捉えれば、排出者は個々の入居している人たちということになる訳です。

BUN



LISA

はあ〜、そうなるたとえば廃プラスチック類なんかは、施設が排出者なら事業活動を伴っているから産業廃棄物となるけど、個々の入居者が排出者となると事業活動を伴わないから一般廃棄物になってしまう訳ですね。難しいもんですね。

じゃ、先生、「事業活動を伴わない」って事例は、個々の消費者、すなわち、家庭生活位しか無いってことになるんですか？

過去の疑義応答通知などを見ると、平常状態のほとんどのケースでは、「事業活動を伴わない」のは「家庭生活、個々人の消費」と捉えても、ほぼ、正解と言えるでしょう。

BUN



奥歯に物が挟まったような言い振りですね。正直に白状しなさい(´o´)

実は家庭生活以外にも、いくつか「事業活動を伴わない」ケースはありまして、その一つは「災害」です。

BUN



LISA

災害？

たとえば、大地震が来て今まで使用していた家屋が倒壊して、がれきや木くずになってしまったとしましょう。さあ、がれきや木くずは「事業活動を伴って発生しましたか？

BUN



LISA

たしかに、事業活動は伴っていないですね。自然のエネルギーだけで廃棄物が発生してしまいました。

よって、災害廃棄物は一般廃棄物という運用をしています。

BUN



LISA

でも、災害廃棄物って、日常生活から出てくる生ごみや空き缶、空き瓶のレベルじゃないですよ。大量の家具や泥や畳、襖、コンクリートの破片なんかが多いんですよ。それでも、一般廃棄物なんですか。

そうですね。物理的には通常なら産業廃棄物として処理ルートに廻るような物がしかも一度期に大量に出てきてしまいますね。そのため、近年の廃棄物処理法改正の度に「災害」に関する例外的な規定も整備してきました。でも、まあ、この話は相当の上中級編の内容になりますので、別の機会としましょうか。じゃ、次回は初級編に戻つて、産業廃棄物の種類や考え方を深めてみましょう。



BUN先生の今回のまとめ



- 「事業活動」とは、製造工場や販売店などはもちろん、公共事業、公共サービス等も含まれる。
- 「事業活動」の判断が難しいケースもある。
- 家庭生活は「事業活動を伴わない」典型的なパターン。
- 「災害」も事業活動ではないので、災害廃棄物は一般廃棄物となる。



Summary

今回の
練習問題

在宅医療廃棄物は産業廃棄物である。○か×か。

答えは次回のメルマガで(∧-∧)ノ

前回の問題の解答

Q

建設現場で、作業員の人たちが
休憩時間に飲んで出てくる
「お茶殻」は、産業廃棄物でしょうか？
一般廃棄物でしょうか？

A

一般廃棄物

今回の解説の通り、「建設現場で、作業員の人たちが休憩時間に排出する行為」は「事業活動を伴っている」と判断する自治体が多いと思われませんが、自治体によっては「事業活動は伴わない」と解釈運用しているところもあります。よって、この要因は微妙なのですが、今回の問題にしている物は「お茶殻」です。

「お茶殻」を産業廃棄物20種の中で考えれば、「動植物性残渣」となります。

「動植物性残渣」は業種が指定されている産業廃棄物であり、建設業はこれには該当していません。ちなみに、動植物性残渣の指定業種は、食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の3業種だけ。

よって、答えは一般廃棄物、ということになります。

